



鴻 監 第 5 6 号

令和 6 年 1 2 月 5 日

鴻 巢 市 長 並 木 正 年 様

鴻 巢 市 議 会 議 長 織 田 京 子 様

鴻 巢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 齊 藤 隆 志 様

鴻 巢 市 監 査 委 員 夏 目 眞 由 美

鴻 巢 市 監 査 委 員 川 崎 葉 子



定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定により下記のとおり報告する。

記

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鴻巣市監査基準（令和2年3月23日委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の期日 令和6年11月29日（金）

3 監査の対象 財政課、保育課、
教育総務課（中学校給食センターを含む。）

4 監査の範囲 令和6年4月1日から令和6年9月末日までにおける財務に関する事務の執行

調査事項

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 予算執行状況について | (5) 市補助金等の交付について |
| (2) 業務委託契約状況について | (6) 備品の管理状況について |
| (3) 賃貸借契約状況について | (7) その他 |
| (4) 工事執行状況について | |

5 監査の着眼点及び主な実施内容

監査に当たっては、財務事務の執行が法令等に基づいて適正かつ適切に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかに主眼をおき、事前に提出を求めた資料に基づき、関係諸帳簿との照合調査を行うとともに、保管している備品について抽出調査を行った。また、関係資料については、関係職員から説明を聴取しながら監査を実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、それぞれの課に対して数点の事務処理上の改善を求めた。

今後においても、所期の目的を達成されるよう事務の執行に努められたい。